

# 港区成年後見制度利用促進基本計画(素案)の概要

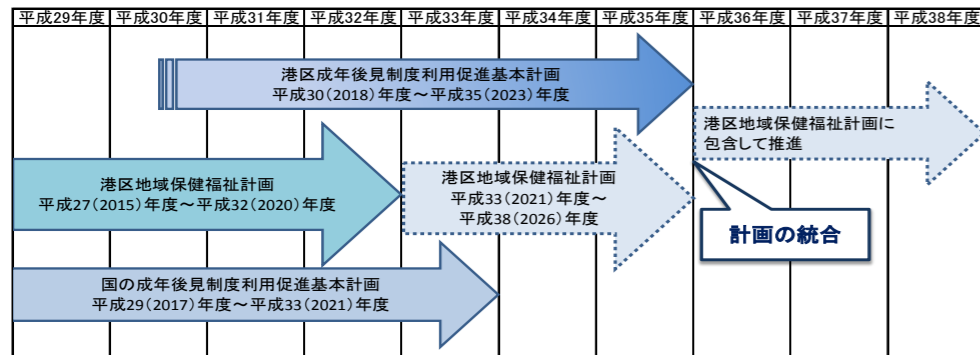
## 第1章 総論 P1~3

### 背景

区は、認知症や知的障害その他の精神上的の障害などにより財産管理や日常生活等に支障がある人が、地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、港区社会福祉協議会による成年後見利用支援センター「サポートみなと」や高齢者相談センター等と連携し、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談及び後見業務等に関する様々な支援を進めてきました。国は、成年後見制度が、他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障害者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28(2016)年5月施行)及び成年後見制度利用促進基本計画(平成29(2017)年3月閣議決定)を策定しました。成年後見制度利用促進基本計画では、区市町村の役割について、当該区市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるとともに成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講じるよう努めるものと定められています。

### 計画の期間

計画期間は平成30(2018)年度から平成35(2023)年度までとし、その後、平成36(2024)年度から上位計画である、港区地域保健福祉計画に包含することとします。



## 第2章 港区の現状 P4~6

### 港区の現状と課題

港区の人口推計(平成30(2018)年3月)では、今後毎年5,000人程度の増加が見込まれ、平成33(2021)年1月1日の人口は約27万人、本計画の最終年の平成35(2023)年には約28万人で、老年人口は約4.6万人となる見通しです。平成31(2019)年以降は、後期高齢者数(75歳以上)が前期高齢者数(65~74歳)を上回るとしています。高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などが増加すると見込まれており、地域でのつながりが希薄化し、地域で孤立する人の増加が懸念されています。家族、親族等からの支援が得られない人については、医療行為等への同意も課題となっています。また、障害の種類や重さ、障害者本人に対する支援の状態など、個々の状況を踏まえた長期に渡る意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮、合理的配慮の必要性といったことを重視し、障害者にとっての社会的障壁を除去していく環境や、本人にふさわしい支援の在り方を継続的に考えていく必要があります。

## 第3章 計画の考え方 P7~12

### 基本理念

港区成年後見制度利用促進基本計画は、全ての区民が、生涯を通して、地域の中で安心して、自分らしく暮らせるよう、地域での支え合いを促進し、多様な活動主体との連携を深め、港区ならではの地域共生社会の実現に取り組むための計画です。策定に当たりましては、今後、利用の必要性が高まっていくと考えられる成年後見制度について、制度の利用が必要な人への支援や社会全般への制度の理解を進める施策の体系を整理し、区が主体となり総合的に推進していく計画とします。

### <策定の方針>

港区地域福祉保健計画の重点事項である「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」を踏まえ、権利擁護支援の関係団体や障害者団体等と、緊密なネットワークを構築し、利用者の意思決定支援や身上保護を重視した支援を行えるよう制度の運営を図ります。

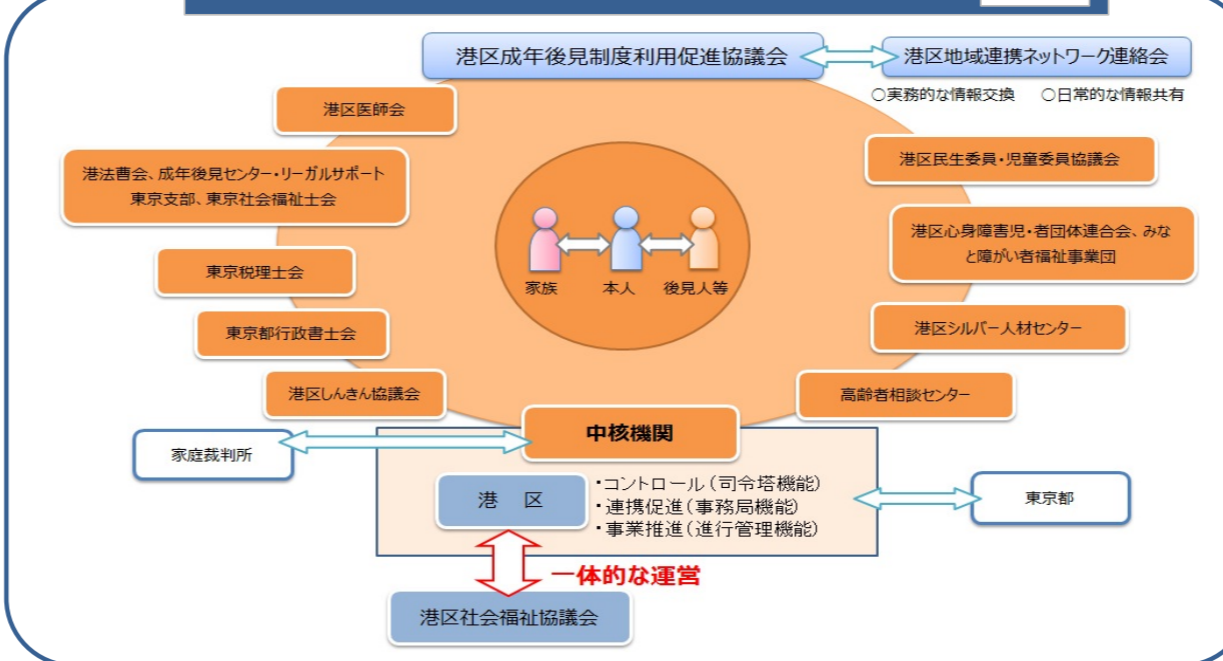
## 第4章 施策内容 P13~24

本計画の実現に向けて、次の3つの「基本施策」を掲げ、その方向性を明らかにし、実現するための「施策」として体系を整理し、実行計画となる「項目」を定め、区の総合的な計画として、施策の展開を着実に推進します。

★→【新規】 新規に実施する事業等 ◆→【拡充】 これまでの取組を拡充して実施する事業等  
●→【推進】 現状の取組を着実に推進する事業等

基本施策	施策	項目	主な事業等
1 利用者がメリットを感じることができる制度の運用	1 制度の利用しやすさの向上 P13~	1 制度利用に向けた相談対応の充実【重点施策】 2 適切な後見人等候補者の推薦 3 申立者の負担軽減 4 区長申立手続の円滑化	●一般相談 ◆訪問相談 ◆成年後見人等候補者の推薦 ●成年後見制度申立経費の助成 ●成年後見制度区長申立 ●専門相談 ★港区成年後見制度担当者連携会議
	2 利用者の意思決定支援や身上保護の側面も重視した運用 P15~	1 後見人等への支援の拡充 2 利用者に対する相談体制の充実 3 後見人等報酬助成事業の円滑な運用	●申立支援・実務支援 ★成年後見制度利用者の相談対応 ●後見人等報酬助成事業 ◆成年後見人等の連絡会
2 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり	1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 P17~	1 地域連携ネットワークの推進体制の構築【重点施策】 2 地域連携ネットワークの中核機関の運営 3 権利擁護支援の「チーム」による対応	●港区成年後見制度利用促進協議会 ●港区成年後見制度利用促進検討会議 ★中核機関の運営 ★権利擁護支援チーム ★港区地域連携ネットワーク連絡会 ★港区地域連携ネットワーク連絡会(再掲)
	2 成年後見等の担い手の確保 P20~	1 社会貢献型後見人等の養成等 2 親族後見人等への支援 3 社会福祉協議会による法人後見活動の促進	◆社会貢献型後見人等候補者養成 ★親族後見人等向け情報交換会 ◆親族向け後見人等講座 ★港区社会福祉協議会法人後見事業 ●社会貢献型後見人の成年後見監督人等 ★親族後見人等向けニュースレターの発行
3 制度の理解促進と適正な運用に向けて	1 制度の周知啓発 P22~	1 区民への周知啓発【重点施策】 2 地域連携ネットワークを活用した周知啓発 3 後見人等への周知啓発	◆制度の広報 ●関係団体との連携による講演会等 ●関係機関を対象とした研修会等 ●成年後見人等向け講演会 ◆講演会等の実施 ★地域連携ネットワーク関係者向け研修会 ★ニュースレター発行
	2 制度の適正な運用の促進 P24	1 後見人等への支援促進 2 関係機関等との連携推進	★港区地域連携ネットワーク連絡会(再掲) ★成年後見制度講演会等

## 港区の成年後見制度地域連携ネットワークのイメージ P18



## 第5章 計画の推進体制 P25

### 計画の推進体制

- (1) 港区成年後見制度利用促進協議会  
関係機関との連携及び情報共有を推進し、成年後見制度の理解と利用の促進を図るため設置。学識経験者や医療・法律・福祉関係者等により構成。
- (2) 港区成年後見制度利用促進検討会議  
庁内関係部署の緊密な連携と、情報共有を図るとともに、諸課題に対して組織横断的な検討を行うため設置。